六十二　造林事業に要する経費があること。	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項の規定により政令で指定する災害を原因として、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十三条の二第二項の規定により告示された区域内において実施される指定被害地造林事業又は被害地造林事業（道府県以外のものが行う事業であつて、造林補助事業実施要領に基づき交付される国の補助金を受けて道府県が補助をするものをいう。）に要する経費のうち、指定被害地造林事業にあつては当該年度に要する経費の百分の十四に相当する額に、被害地造林事業にあつては当該年度に要する経費の百分の十二に相当する額に〇・八をそれぞれ乗じて得た額とする。
六十三　豚流行性下痢対策に要する経費があること。	当該年度の十月三十一日までに発生した豚流行性下痢のため国の補助金を受けて実施する疾病まん延防止対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

第二条第一項第二号ホを次のように改める。

ホ　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第五号の規定により算定した額（ただし、当該額のうち同表第五号二の規定により算定した額が当該年度の道府県の基準財政需要額の算定に用いた社会福祉費に係る額のうち福祉事務所を設置して児童扶養手当の支給に関する事務等を行うことに要する経費として次の算式により算定した額を超える場合には、当該算式により算定した額に同表第五号一の規定により算定した額を加えた額）

算式

A×102円＋A×B×C×52円＋D×16,414円

B×Cに小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、A×B×C×52円に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　当該道府県人口

B　当該年度の基準財政需要額の算定に用いた社会福祉費に係る段階補正係数

C　当該年度の基準財政需要額の算定に用いた社会福祉費に係る普通態容補正係数

D　普通交付税に関する省令第９条第１項の表都道府県の項第５号30に規定する児童扶養手当支給者数

第二条第一項第二号チを次のように改める。

チ　当該年度の道府県の基準財政需要額の算定に用いた生活保護費に係る額のうち福祉事務所を設置して生活保護に関する事務を行う町村に係る額として次の算式により算定した額

算式

A－（B＋C）

算式の符号

A　当該年度の道府県の基準財政需要額の算定に用いた生活保護費に係る額

B　当該道府県について、当該年度の測定単位の数値は当該道府県の福祉事務所を設置しない町村に係る人口とし、密度補正に用いる密度は密度補正の算定の基礎を福祉事務所を設置しない町村に係るものとして計算した密度として、算定した生活保護費に係る額（ただし、当該人口が０の場合にあつては、次の算式により算定した額）

算式

161,560×[{a＋（b－（c×0.972））×0.896}×α]

c×0.972,（b－（c×0.972））×0.896及び{a＋（b－（c×0.972））×0.896}×αに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　普通交付税に関する省令第９条第１項の表都道府県の項第４号２に定める被生活保護者等の数のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）第71条第１項第２号の規定により都道府県が費用を支弁する者並びに同法第73条第１項第１号及び第２号の規定により都道府県が費用を負担する者（以下「居住地不明者等」という。）の数の合計数

b　普通交付税に関する省令第９条第１項の表都道府県の項第４号３に定める被生活保護者等の実数のうち居住地不明者等の実数の合計数

c　普通交付税に関する省令第９条第１項の表都道府県の項第４号４に定める前年度における被生活保護者等の数のうち居住地不明者等の数の合計数

α　普通交付税に関する省令別表第２の５に定める率

C　当該年度に福祉事務所を設置した町村について、次の算式により算定した額

算式

161,560×[{a－（b×0.972）}×0.896×α]

b×0.972,{a－（b×0.972）}×0.896及び{a－（b×0.972）}×0.896×αに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　普通交付税に関する省令第９条第１項の表都道府県の項第４号３に定める被生活保護者等の実数のうち当該町村に係る被生活保護者等の実数

b　普通交付税に関する省令第９条第１項の表都道府県の項第４号４に定める前年度における被生活保護者等の数のうち当該町村に係る被生活保護者等の数

α　普通交付税に関する省令別表第２の５に定める率

第三条第一項第一号イの表第一号二の表中「六、七〇〇円」を「六、八〇〇円」に、「九、五〇〇円」を「九、六〇〇円」に改め、同項第一号イの表第二号中「一一八、〇〇〇円」を「一一〇、〇〇〇円」に、「一二八、〇〇〇円」を「一三一、〇〇〇円」に改め、同表第五号中「前条第一項第一号の表第六十一号」を「前条第一項第一号の表第四十八号」に改め、同表第七号中「前条第一項第一号の表第七十号」を「前条第一項第一号の表第五十七号」に改め、同項第一号ロの表第二号中「前条第一項第一号の表の第十二号」を「前条第一項第一号の表第十一号」に改め、同表第四号中「前条第一項第一号の表第七十一号」を「前条第一項第一号の表第五十八号」に改め、同項第二号の表第一号一中「第五条第一項の表第四十二号若しくは第四十三号」を「第五条第一項の表第四十号若しくは第四十一号」に改め、同号三中「第十二条第五項の表市町村の項第七号」を「第十二条第六項の表市町村の項第七号」に改め、同号三の表旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業に係るものの項を削り、同条第一項第二号の表第五号二を次のように改める。

二　権能等の差を一・〇〇〇とし、児童扶養手当支給者数に係る密度補正の密度から〇・〇七四を控除するものとして算定した同年度における基準財政需要額の算定に用いるべき社会福祉費に係る額から当該町村の同年度の基準財政需要額の算定に用いた社会福祉費に係る額を控除した額	福祉事務所を設置している町村について、当該年度の普通態容補正の行政

第三条第一項第二号の表第六号算式の符号B中「80円」を「81円」に、「1,664円」を「1,673円」に改め、同表第十四号を次のように改める。

十四　福祉事務所を設置する町村において生活保護に関する経費があること。	福祉事務所を設置して生活保護に関する事務を行う町村について当該年度の基準財政需要額の算定に用いた生活保護費に係る額の算定方法に準じて算定した額（ただし、当該年度に福祉事務所を設置した町村については、普通交付税に関する省令第九条第一項の表市町村の項第七号一算式アの符号C及びDを零として算定した額）とする。

第三条第一項第三号イ中「第十二号から第十六号まで、第二十二号から第二十五号まで、第二十九号、第三十六号、第四十三号、第五十三号、第六十三号、第六十七号から第七十号まで、第七十四号及び第七十七号」を「第十号から第十四号まで、第十九号、第二十号、第二十九号、第三十四号、第五十一号、第五十五号から第五十八号まで、第六十二号及び第六十五号」に、「第二十六号、第三十三号、第四十三号、第五十三号、第六十三号、第六十七号から第七十号まで、第七十四号及び第七十七号」を「第十号から第十四号まで、第十九号、第二十号、第二十九号、第三十四号、第五十一号、第五十五号から第五十八号まで、第六十二号及び第六十五号」に、「第二十六号、第三十三号、第四十三号、第五十三号、第六十三号、第六十七号から第七十号まで、第七十四号及び第七十七号」を「第十号から第十四号まで、第十九号、第二十号、第二十九号、第三十四号、第五十一号、第五十五号から第五十八号まで、第六十二号及び第六十五号」に